

契約書(案)

支出負担行為担当官山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。（以下「本契約」という。）

- 1 契約事項 レンタカーの賃貸借（単価契約）
- 2 品目及び数量 別添「仕様書」のとおり
- 3 契約金額

形状及びクラス	単位	単価	うち消費税及び 地方消費税の額
普通乗用車 (5人乗)	1日 (24時間毎)	円	円

- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約保証金 免除する。

（目的）

第1条 受注者は、この契約に定める条件に従い、別添「仕様書」の賃貸借物品を発注者に賃貸し、発注者はその使用の対価として賃貸料を受注者に支払うものとする。

（発注）

第2条 発注者はレンタカーを借上げようとする場合、その都度台数及び期間を定め、別に定める発注書により、受注者に申込みをするものとする。

2 発注者の申込みを受けた受注者は、車両借上開始時間前までに発注者に車両手配の可否及び貸出営業所を通知するものとする。

（賃貸借期間の変更）

第3条 発注者が賃貸借期間の延長及び短縮を申し出た際は、受注者は可能な限り発注者の希望に添うものとする。

（車両の受渡し及び返却）

第4条 受注者は発注者からレンタカーの借上発注があった際は、可能な限り発注者の希望する営業所で車両を受渡し、発注者は車両を返却する際は、借り上げた営業所に返却するものとする。

（予定数量）

第5条 予定数量は別添「仕様書」のとおりとする。ただし、当該予定数量は、発注者の都合により増減する場合がある。この場合、受注者は意義を申し立てることができない。

（賃貸借料金の請求及び支払）

第6条 受注者は、賃貸借を完了したものについて、毎月末日経過後に1か月分を取りまとめ、発注書、貸渡計算書等を添付し書面により請求するものとする。請求金額は、表記3に規定する契約金額（以下「契約金額」という。）に借上期間（日数）を乗じて得た金額とする。また、2か月にまたぐ期間の借上があった場合は、借上終了日の月の請求にまとめて請求するものとする。

2 発注者は、履行確認の後、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に受注者に対して請求金額を支払うものとする。

3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期

間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約金額の改定）

第7条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、発注者又は受注者は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の3箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、発注者受注者協議して、その可否を決定するものとする。

（燃料費及び保険料等）

第8条 使用中の燃料費は発注者が負担する。また、各種保険料等は賃貸借料に含むものとする。

（交通事故の解決）

第9条 発注者の使用中に交通事故が発生したときは、発注者、受注者協議して当該事故の解決に当たるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（契約の解除及び違約金）

第11条 発注者は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者に以下の事由が生じた場合

① 仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立を受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 発注者が行う本契約の履行確認に際し、受注者又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 受注者が第12条第1項に該当する場合

(4) 受注者が別記「暴力団排除条項」第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、受注者が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 受注者は、前項に該当する場合、発注者に対し、違約金として契約金額（予定数量に契約金額を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、受注者が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 発注者は、第3項第5号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができるものとする。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第12条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第13条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、受注者が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 受注者は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 受注者が第1項及び第2項に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 発注者は、本契約に関し、受注者の契約不履行によって損害を受けた場合は、受注者に対し、第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、発注者の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。ただし、発注者が受注者の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 発注者は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができるものとする。

（秘密の保持）

第15条 発注者及び受注者は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（管轄裁判所）

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、山形地方裁判所のみとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し、発注者、受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

（暴力団排除条項）

第18条 暴力団排除に関する条項については、別記「暴力団排除条項」によるものとする。

（人権尊重の確保）

第19条 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

（特記事項）

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水 庭 誠 一 郎

受注者

別記

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに受注者、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

レンタカーの賃貸借（単価契約）仕様書

本仕様書は、山形県警察本部（以下「発注者」という。）が受注者から借り入れるレンタカーについて必要な事項を定める。

記

1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 借上場所

発注者が指定する全都道府県の場所

※予約受付窓口を設け借上車両の手配を行うこと。

3 借上期間

(1) 借上げは、24時間をもって1日とする。

(2) 1回の借上が24時間に満たない場合は1日とし、24時間を超える場合は、総時間を24で除して得た日数（1日未満の端数は切り上げ）とする。

4 借入条件

(1) 車種条件等

形状及びクラス	年間借上予定日数 (概算)
普通乗用車（5人乗）	70日

(2) 自動車保険

自動車損害賠償責任保険のほか、次の要件を具備したものとする。

保険種別	補償内容
対人保険	無制限（1名につき）
対物保険	無制限（免責0円）
人身傷害保険	2,000万円以上（1名につき）
車両保険	時価額（免責0円）

(3) その他条件

ア カーナビゲーションが付いていること。

イ 塗色等発注者の希望については、可能な限り添うものとする。

ウ 借上車両返却時には、利用明細書等を発行するものとする。

5 費用負担

(1) 借上期間中の燃料は発注者が負担する。

(2) 車両に係る保険料及び消耗品費は受注者が負担する。

(3) ノンオペレーションチャージは免除とし賃借料に含むものとする。

6 賃貸借料

(1) 算出方法

契約単価に借上期間（日数）を乗じた額による。

(2) その他料金

受注者は前号の対価と合わせて以下の料金を請求することができる。

ア 乗捨料

イ 給油代行手数料

ウ 特別装備料

エ 配車引取料

(3) 前号の料金算定は、受注者が定める一般向け約款等により算定することとし、それぞれの金額及び計算根拠について、利用明細書等に明示するものとする。

7 その他

不測の事態が生じたとき等は、発注者と受注者が協議し、随時取り決める。